

# 日本脳循環代謝学会会則

退会しようとする者は会費完納の上、その旨をその年度末までに本会事務局に通知しなければならない。

## 第1条 (名称)

本会は日本脳循環代謝学会（英文名 The Japanese Society of Cerebral Blood Flow and Metabolism）と称する。

## 第2条 (事務局)

本会の事務局を東京都文京区大塚5-3-13一般社団法人学会支援機構内に置く。

## 第3条 (目的)

本会は脳の循環代謝、構造・機能全般の生理学あるいは病態に関する基礎的および臨床的研究の奨励を行い、その進歩発展を図ることを目的とする。

## 第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 機関誌、図書等の刊行
3. その他目的を達成するために必要な事業
4. 事業の細則は評議員会において定める。

## 第5条 (会員)

会員は、脳の循環代謝、構造・機能全般の生理学あるいは病態に関する基礎的および臨床研究に従事し、本会の目的に協力する者。入会を希望する者は氏名、住所、勤務先を明記の上、別に定める用紙に記載して申し込むこと。会員は学術集会で発表の機会を得る。学術誌への投稿に際して投稿料支払いの義務を免除される。

## 第6条 (賛助会員)

本会の目的に賛同して協力する者を賛助会員とすることが出来る。賛助会員を希望する者は別に定める書式に従い申し込まなければならない。賛助会員は理事会において決定する。

## 第7条 (会費)

会員及び賛助会員は次の会費を納めなければならない。但し、その年度の会費は前年度の6月末日までに納入すること。

(年額)

功労会員 5,000 円

一般会員 8,000 円

評議員 10,000 円

理事・監事・幹事 13,000 円

賛助会員 100,000 円

## 第8条 (名誉会員)

本会の目的達成に特に功績のあった会員を理事会、評議員会の推薦を経て総会の決議により名誉会員とすることが出来る。名誉会員は評議員会に出席してその議に加わることが出来る。名誉会員の年会費は免除する。学術集会参加費の支払については当該会長に一任する。

## 第9条 (功労会員)

評議員は、学会の定める定年時に名誉会員に就任しなかった時には功労会員となる。

## 第10条 (退会)

## 第11条 (資格喪失、除名)

3年間会費を滞納した場合および会員としての義務を履行しない場合には退会とみなす。本会の主旨に反し、本会の体面を傷つけたものは除名とする。

## 第12条 (役員)

本会に次の役員を置く。

会長 1名 理事 若干名 (理事長1名を含む)

幹事 若干名 監事 2名 評議員 若干名

## 第13条 (選出方法)

会長は理事会で推薦し、評議員会の承認を得て総会で決定する。理事は原則として評議員の中から理事会、評議員会の推薦を得て総会の承認によって決定する。評議員以外の理事は理事数の2割を越えないものとする。監事ならびに幹事は、それぞれ理事会、評議員会の推薦により理事長が指名する。評議員は別に定める規定に従い、会員の中から会長が指名する。

## 第14条 (任期)

役員は任期は次の通りとする。

会長 1年 理事 2年 監事 2年

幹事 2年 評議員 2年

但し再任を妨げない。会長を除く役員は当該役員に選任された学術集会の終了翌日から該年度の学術集会終了日までとする。ただし、定年の規定に該当する場合には3月31日をもって退任する。

## 第15条 (会長の任務)

会長は学術集会を主催し、定期総会及び評議員会の議長となる。会長に事故がある時は理事長が代理する。会長の任期は前の学術集会終了日翌日から、当該学術集会終了日までとする。

## 第16条 (理事の任務)

理事は理事会を組織し、会務を執行する。

## 第17条 (理事長の任務)

理事長は本会を代表し、理事会を指揮する。理事長は理事会において互選する。理事長は、理事の中から総務担当理事、財務担当理事、学術担当理事、利益相反担当理事を指名することができる。

## 第18条 (監事の任務)

監事は民法第59条の任務を行う。

## 第19条 (評議員の任務)

評議員は評議員会を組織し、会長及び理事長の諮問に応じ重要事項を審議する。

## 第20条 (幹事)

理事長は理事会、評議員会の推薦により幹事を指名し、会務を囑託することが出来る。理事長は必要に応じて幹事を理事会に出席させることが出来る。理事長は幹事及び評議員の中から総務担当幹事・総務担当評議員を若干名指名す

ることができる。総務担当幹事および総務担当評議員は総務担当理事を補佐する。

## 第21条 (事務職員)

理事長は理事会に諮り本会のために事務職員を置くことができる。

## 第22条 (会議)

定期総会は年1回開催する。

臨時総会については民法の規定に従う。

## 第23条 (評議員会)

評議員会は必要に応じて開催する。評議員会は委任状を含め過半数の出席者をもって成立する。評議員数の5分の1以上の申し出があった時、会長は評議員会を開催しなければならない。

## 第24条 (特定議決事項)

次の事項は評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

- ① 事業報告および会計報告
- ② 事業計画および予算
- ③ その他評議員会で必要と認めた事項

## 第25条 (会計)

本会の経費は次のものを当てる。

- ① 会費
- ② 寄付金
- ③ 資産より生じる果実
- ④ その他の収入

## 第26条 (会計年度)

本会の会計年度は9月1日に始まり8月31日に終わる。

## 第27条 (各種委員会)

本会の目的および事業を達成するために、別に定める規定に従い、役員候補選出委員会、将来構想検討委員会、機関誌編集委員会、学術委員会、利益相反委員会などの各種委員会を必要に応じて設置することができる。総会にて承認を受けた委員の任期は、別に定める規定のない限り、その学術集会終了日翌日から翌年の学術集会終了日までとする。

## 第28条 (会則変更)

本会の会則の変更は総会の議決による。

## 第29条 (その他)

本会の会則に規定されていない事項については民法の規定に従う。

## 第30条 (施行年月日)

本会則は昭和63年11月から実施する。

## 第31条 (経過措置)

発足時の役員は設立準備委員会の推薦により決定する。昭和63年度脳循環代謝研究会会員は特に申し出のない限り会員とする。

## 附則

平成16年9月24日一部改定

平成19年10月27日一部改定

平成20年11月8日一部改定

平成21年11月21日一部改定

平成22年11月28日一部改定

平成24年11月8日一部改定

平成26年11月21日一部改定

平成27年10月30日一部改定

## 【規定】

### ① 理事、監事、幹事

#### (1) 理事、監事、幹事の定年

理事の定年は65歳とし、65歳で迎える3月31日に理事、監事、幹事を退任する。

#### (2) 評議員以外の理事

理事会は、学会の活性化を図る目的で、他分野から評議員以外の理事を若干名推薦することができる(但し、理事数の2割を越えないものとする)。この理事については、2年間の任期で1回まで再任可とする。

### ② 評議員

#### (1) 評議員の資格

a. 脳の循環代謝、構造・機能全般の生理学あるいは病態に関する基礎的および臨床研究に関する研究業績がある者(学会抄録を除く論文が6篇以上、共著者可であるが、最低1篇の筆頭著者論文があることが望ましい)

b. 日本脳循環代謝学会での発表がある(筆頭演者であることが望ましい)

c. 大学などでは助手・助教以上、研究所では研究グループ長。但し、大学などの助手・助教の場合、卒後10年以上であること。一般病院における職位については、特に資格を定めない

d. 学会歴が3年以上ある

e. その他、理事会で認めた者

#### (2) 評議員の推薦法

理事、監事、幹事の推薦、または、評議員3名以上の推薦によって会長が指名する

#### (3) 評議員の資格喪失

a. 会費を3年間連続滞納の場合、評議員資格を自動的に喪失する。

b. 評議員会を3年間連続欠席の場合、評議員資格を喪失する場合がある。

#### (4) 評議員の定年

評議員の定年は65歳とし、65歳で迎える3月31日に評議員を退任し、功労会員となる。

### ③ 各種委員会

理事会の下部機構として、役員候補選出委員会ならびに将来構想検討委員会を設置する。役員候補選出委員会および将来構想検討委員会の設置に伴い、あり方委員会は廃止する。

#### (1) 役員候補選出委員会

役員候補選出委員会は、役職指定委員(理事長、本委員会開催時の会長とその前後の会長)および評議

員会の出席者によって選ばれた3名の評議員(理事、監事、幹事を含む)により構成され、役員(理事、監事、幹事、会長)候補を理事会に推薦する。評議員会選出委員は毎年評議員会にて選出し、再任は可とする。

(2) 将来構想検討委員会

将来構想検討委員会は、理事長、および理事会にて選出された若干名の評議員(理事、監事、幹事を含む)により構成され、学会のあり方、将来構想に関して検討する。

(3) 編集委員会

編集委員会は、別に定める内規に従い、学会機関誌の発行業務を行う。

(4) 学術委員会

学術委員会は、本学会の学術面における将来展望に立ち、その方向性を検討する。

(5) 利益相反委員会

利益相反委員会は、理事長、および理事会にて選出された若干名の評議員(理事、監事、幹事を含む)により構成され、利益相反に関する業務を所掌する。

その他の申し合わせ事項

1. 評議員会を2年間連続欠席したのものには警告を与える。
2. 規定により評議員資格を喪失した場合、再度推薦を受け評議員となることが出来る。
3. 評議員会における役員候補選出委員会委員の選挙は単記とする。
4. 名誉会員および功労会員は評議員会における選挙権および被選挙権を有しない。
5. 将来構想検討委員の任期は2年とする。
6. 理事長の任期は2年、再任は連続2期までとする。